

SDGs未来都市選定に係るQ&A

令和7年2月6日

第1版

<目次 -contents- >

1. 制度全般 1

1. SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業の選定はいつまで行うのか。 1
2. SDGs未来都市選定自治体が策定する計画の内容如何。 1
3. フォローアップはどのような形式で行われるのか。 1
4. 同一年度に複数の応募はできるか。 1
5. 2025年度選定からの変更内容如何。 1

2. SDGs未来都市都市の選定 1

6. 選定基準の「Ⅱ. 1. 5（自治体SDGsの推進に向けた取組の実現可能性）」について、記載する必要があるか。 1
7. KPIは、SDGsの指標（インディケーター）に準ずる必要があるか。 1
8. 第2世代交付金申請予定事業は、様式に複数記載してもよい。 1
9. 選択するゴール、ターゲットの数について基準はあるか。 2
10. ターゲットの設定は必須か（該当するターゲットがない場合がある）。 2
11. 「ロジックモデル」及び「インパクト評価」の記載は必須か。 2
12. 様式1の「1. 3（1）各種計画への反映」は、応募のタイミングで各自治体の計画に明記されている必要があるか。また、SDGsという文言が明記されていなくても、SDGsに資すると判断した計画を明記しても良いか。 2
13. ステークホルダーの活動（取組・事業）を記載してもいいか。 2
14. 提出後に、内容の変更、または誤字等が発覚した場合は、差し替えることは可能か。 2
15. 市区町村が応募書類を提出する際、都道府県を通じて提出する必要があるか。 2
16. 検討会の役割は。 2
17. 環境モデル都市、環境未来都市、広域連携SDGs未来都市、地方創生SDGs課題解決モデル都市に選定されている都市には加点要素があるのか。 2
18. SDGsに関し、これまで取り組んできた自治体が、選定において有利な扱いとなるのか。 3
19. SDGs未来都市は、100点満点で何都市程度を選定するのか。 3
20. 1つの項目でも記載が不足している場合、ただちに選定対象外となるか。 3
21. 様式1の記載内容が30頁を超えてしまった場合、ただちに選定対象外となるか。 3
22. ヒアリングは実施するのか。 3
23. 応募時点において民間企業を含むステークホルダーとの連携について、どの程度合意している必要があるか。 3
24. 海外の主体との連携について、具体的に想定しているものはあるか。 3
25. SDGs未来都市の応募に関し、応募自治体において情報公開（応募の有無など）を行うことは可能か。 3
26. 受付期間中の事前相談は受け付けるのか。 3
27. 不採択の場合も応募書類は公表されるのか。 4
28. SDGs達成に向けた自治体の取組とはどのようなものか、教えてほしい。 4

3. 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金） 4

29. 第2世代交付金の弾力措置の対象となる事業は、様式1に含まれていた事業に限定されるか。 4
30. SDGs未来都市に選定されることで第2世代交付金の申請に対し優先的に採択されるのか。 4
31. 本弾力措置に係る第2世代交付金及び地域再生計画の申請スケジュール如何。 4
32. 第2世代交付金に申請する事業が「SDGs未来都市計画」に基づかない場合はSDGs未来都市に選定されていても弾力措置の対象外となるのか。 4
33. SDGs未来都市計画から独自の計画に移行した場合、第2世代交付金の弾力措置の対象となるのか。 .. 4

1. 制度全般

1. SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業の選定はいつまで行うのか。

- ・2026年度以降のSDGs未来都市の選定については、今後検討することとしている。
- ・自治体SDGsモデル事業の選定については、2025年度からの選定は予定していない。

2. SDGs未来都市選定自治体が策定する計画の内容如何。

- ・SDGs達成に向けた取組に関するSDGs未来都市計画（3か年）を策定いただく。
- ・既選定都市の計画は、内閣府HPに掲載しているので、ご参考とされたい。
なお、計画様式については、見直しが行われることがあることにご留意されたい。
内閣府HP：<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/miraitoshi.html>

3. フォローアップはどのような形式で行われるのか。

- ・各都市の計画に基づく取組について、年度ごとに、進捗評価シートに基づき、検討会において進捗評価を行う。
- ・既選定都市の進捗評価シートについては内閣府HPに掲載しているので、ご参考とされたい。
なお、進捗評価シートについては見直しが行われることがあることにご留意いただきたい。
内閣府HP：<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/miraitoshi.html>

4. 同一年度に複数の応募はできるか。

- ・同一年度において、1つの都道府県又は市区町村が、単独での応募・共同での応募に関わらず、複数応募することはできない。

5. 2025年度選定からの変更内容如何。

- ・2025年度から自治体SDGsモデル事業の選定は行わず、SDGs未来都市のみ選定を行う。
- ・SDGs未来都市計画に基づく事業を「新しい地方経済・生活環境創生交付金(以下、「第2世代交付金」とする)」の優先的な支援対象とする。
- ・様式、採点基準の変更。

2. SDGs未来都市都市の選定

6. 選定基準の「Ⅱ. 1. 5（自治体SDGsの推進に向けた取組の実現可能性）」について、記載する必要があるか。

- ・選定基準と様式はそれぞれの目的が異なるため、記載事項等が異なっていることに留意されたい。選定基準の「1. 5」は当該項目の評価・採点の視点を踏まえて評価することとなる。なお、様式の中で、検討会の委員が評価できるように記載することをお勧めする。

7. KPIは、SDGsの指標（インディケーター）に準ずる必要があるか。

- ・SDGsの指標は設定したゴール及びターゲットに基づき、各地域の状況に応じた適切な指標を設定いただきたい。
- ・検討会から地方創生SDGsローカル指標リストが公表されているため、参考とされたい。
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/lwg.html>

8. 第2世代交付金申請予定事業は、様式に複数記載してもよいか。

・

- ・複数の取組に対して記載することは可能である。

9. 選択するゴール、ターゲットの数について基準はあるか。

- ・地域の状況に応じて、優先的なゴール・ターゲットを適切に選択いただきたい。なお、三側面すべてに1つ以上設定する必要があることにご留意されたい。

10. ターゲットの設定は必須か（該当するターゲットがない場合がある）。

- ・地域の状況に応じて、優先的なターゲットを選択いただきたい。
- ・ゴールやターゲットの設定が選定基準「1. 1 (3)」にも含まれる点を留意されたい。

11. 「ロジックモデル」及び「インパクト評価」の記載は必須か。

- ・「ロジックモデル」及び「インパクト評価」の記載は必須ではない。ただし、「ロジックモデル」とは、取組からインパクトまで整理したものであり、取組がどのような効果影響をもたらすか、整理することに有用である。また、「インパクト評価」については、取組の変化・効果を評価することにおいて有用であり、将来、取組を評価する方法の参考として紹介させていただく。

12. 様式1の「1. 3 (1) 各種計画への反映」は、応募のタイミングで各自治体の計画に明記されている必要があるか。また、SDGsという文言が明記されていなくても、SDGsに資すると判断した計画を明記しても良いか。

- ・今後の反映予定についても記載可能である。
- ・SDGsや持続可能な開発目標といった文言がない計画は位置づけが不明であることから、貴自治体内において当該計画がSDGsに資すると整理したもののみ記載されたい。

13. ステークホルダーの活動（取組・事業）を記載してもいいか。

- ・特段妨げるものではないが、貴自治体がどのように関係しているかを記載されたい。

14. 提出後に、内容の変更、または誤字等が発覚した場合は、差し替えることは可能か。

- ・締切前であれば差し替えは可能である。但し、締切後の差し替えは一切認めない。最後に提出いただいたものを採用する。

15. 市区町村が応募書類を提出する際、都道府県を通じて提出する必要があるか。

- ・応募書類の提出に当たっては、都道府県を介する必要はない。

16. 検討会の役割は。

- ・検討会は、SDGs未来都市等の透明性、公平性、中立性を高めるため、SDGs未来都市等の選定基準の検討、SDGs未来都市等の選定案の作成に資する客観的評価及びSDGs未来都市等の選定後の評価等に関する事項について調査及び検討を行い担当大臣に助言することを任務とする。また、SDGs未来都市等の推進のため、SDGs未来都市が策定するSDGs未来都市計画の策定時、さらに未来都市計画及び事業計画に基づく取組実施時において、助言その他の支援を行うための企画立案等を行う。

17. 環境モデル都市、環境未来都市、広域連携SDGs未来都市、地方創生SDGs課題解決モデル都市に選定されている都市には加点要素があるのか。

- ・環境モデル都市・環境未来都市・広域連携SDGs未来都市・地方創生SDGs課題解決モデル都市に選定された事実が、SDGs未来都市の選定に当たって有利となることはない。

- ・SDGs未来都市は、どの自治体も一から公平に評価されるものである。

18. SDGsに関し、これまで取り組んできた自治体が、選定において有利な扱いとなるのか。

- ・選定基準に記載のとおり、評価の視点は「2030年のあるべき姿の実現に向け、選定後の3年間実施する取組が、包括的かつ戦略的であり、具体的に記載されているか」「地域の実態を踏まえた実現可能な取組となることが具体的に記載されているか」であり、既存の取組が優先されるわけではない。

19. SDGs未来都市は、100点満点で何都市程度を選定するのか。

- ・SDGs未来都市の選定推薦案の作成に当たっては、検討会において選定基準に則った点数結果により、総合的に判断されるものと思料する。

20. 1つの項目でも記載が不足している場合、ただちに選定対象外となるか。

- ・様式の記載事項は、選定を行うために必要な事項であり、すべて記入して提出されることが望ましい。
- ・選定に当たって選定推薦案を作成するのは有識者による検討会であり、その観点から事務局は責任をもってお答えする立場にないが、事務局による外形要件による整理においては、記載事項の不足は考慮する要件となるものと予想される。

21. 様式1の記載内容が30頁を超えてしまった場合、ただちに選定対象外となるか。

- ・応募書類については、過度に冗長な記載や総花的な記載は避けるべきである。
- ・それを踏まえてもなお頁数を超過してしまう場合、直ちに失格となることは想定していないが、事務局による外形要件による整理においては、冗長な表記は考慮する要件となるものと予想される。

22. ヒアリングは実施するのか。

- ・SDGs未来都市の選定に係るヒアリングは実施しない。

23. 応募時点において民間企業を含むステークホルダーとの連携について、どの程度合意している必要があるか。

- ・合意の程度について、当事務局が指定することはない。提案者の判断において記載いただきたい。

24. 海外の主体との連携について、具体的に想定しているものはあるか。

- ・具体的に想定しているものはないが、連携のテーマや形態は自治体ごとに様々であると考えている。

25. SDGs未来都市の応募に関し、応募自治体において情報公開（応募の有無など）を行うことは可能か。

- ・応募の有無についての情報公開は各自治体の判断によるものとする。ただし、情報公開の時期は、応募締切後とする。
- ・なお、選定プロセスに係る事項については公開することはできない。

26. 受付期間中の事前相談は受け付けるのか。

- ・提出前の相談は受け付けるが、募集要領に記載のとおり、提出後は受け付けない。

- ・但し、当事務局は事業内容への助言等を行わない。

27. 不採択の場合も応募書類は公表されるのか。

- ・募集要領のとおり、原則公表することとしているが、非公表を希望する場合は、自治体の希望に応じて、非公表とする。

28. SDGs達成に向けた自治体の取組とはどのようなものか、教えてほしい。

- ・2030年までのSDGsの達成に向けて2030年時点でのあるべきまちの姿を描き、そこから逆算して現在どういう取組を推進していくかを考える発想である。

3. 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）

29. 第2世代交付金の弾力措置の対象となる事業は、様式1に含まれていた事業に限定されるか。

- ・第2世代交付金の弾力措置に係る適用要件として、「申請事業が「SDGs未来都市計画」に基づく事業であること」としている。ただし、当該措置の対象事業は様式1に記載がある事業に限定するものではない。

30. SDGs未来都市に選定されることで第2世代交付金の申請に対し優先的に採択されるのか。

- ・第2世代交付金の採択見込額を超える申請があった場合、「SDGs 未来都市計画」に基づく事業を採択の優先事業に位置付ける。

31. 本弾力措置に係る第2世代交付金及び地域再生計画の申請スケジュール如何。

- ・スケジュール等については、別途選定都市宛に通知する。
- ・なお、第2世代交付金及び地域再生計画については、各所管担当より発出される交付金事務連絡及び計画事務連絡に沿って別途申請が必要であり、SDGs未来都市の様式をもって代えられるものではない。

32. 第2世代交付金に申請する事業が「SDGs未来都市計画」に基づかない場合はSDGs未来都市に選定されていても弾力措置の対象外となるのか。

- ・「SDGs未来都市計画」に基づかない事業は、第2世代交付金の弾力措置の対象とはならない。ただし、第2世代交付金に申請する事業を計画改定により「SDGs未来都市計画」に記載することは可能である。
- ・「SDGs未来都市計画」の改定については、別途選定都市宛に通知する。また、計画改定について内閣府HPに掲載しているため、参考とされたい。

内閣府HP：https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/miraitoshi_keikakukaitei.html

33. SDGs未来都市計画から独自の計画に移行した場合、第2世代交付金の弾力措置の対象となるのか。

- ・弾力措置の対象とならない。
- ・独自の計画へ移行した自治体が第2世代交付金の弾力措置を活用する場合は、独自の計画に移行前の「SDGs未来都市計画」を基に再度策定し、最新の内容に計画改定を行う必要がある。